

執行部からのお知らせなど 22 年 5 月

○総務部

●4 月 24 日に開催された定期総会の議事録を回覧します。配布した総会資料の活動計画(案)、予算(案)、役員名簿(案)は賛成多数で承認されましたので、(案)を会員各自で抹消して下さい。

●最近「飼い犬が人の足を噛んだ」事故が発生しました。飼い犬が人を噛んでケガをさせると、飼い主が刑法第 209 条の過失傷害罪に問われます。被害者が告訴した場合は、30 万円以下の罰金または科料に処せられます。また、民法第 718 条には、「動物の占有者は、その動物が他の人に加えた損害を賠償する責任を負う」とあります。つまり、噛まれた人に対する慰謝料や治療代は、当然飼い主が負担しなければなりません。動物の飼い主は、責任と自覚をもってトラブル防止に努めましょう。

○会計部

●今月中に各組長さんが**前期自治会費の集金**に回られますので、納入協力宜しく願います。

○管理部

●自治会内の**夏季一斉清掃を 6 月 12 日(日)8 時**より実施しますので、多数の参加をお願いします。尚、ゴミは分別して組長さんが配布する土嚢袋で収集場所に出して下さい。また、清掃作業では軍手等を使用して怪我のない様にお願いします。

●市道 303 号線の改良事業は消防車等救急車両の走行を容易にするために平成 26 年に要望した事業です。5 月末に第 2 期工事が完了し、22 年度工事で全区間 200m が完了する予定となっています。

なお、自治会としては道路改良に合わせ、これまで側溝上と隅切りに置いていた 2 基のごみステーションについて水路占用申請を提出し先般据付を完了しました。この占用申請には 10 組広重さんと佐々木さんにご所有地の擁壁へのもたれ構造を容認いただきました。

○会長

狭い道路を少しでも広く使うために

五月ヶ丘には総延長 4.5km の市道がありますが 5.5m のメイン道路以外は 4m 前後の幅員の道路がほとんどで、電柱が更に狭めています。

今後も段差解消工事が軽微で、緊急性、交通量等を考慮して市に蓋掛けを要望しますが、五月ヶ丘住民として道路敷を有効に使うために次の事項を守って頂くようお願いします。

- 庭木などを道路敷にはみ出さないで下さい。特に隅切り部は視認距離が短くなるのでご注意下さい。

- 宅地への乗り入れのためのグレーチングは必ず道路占用申請（道路法 32 条）を道路管理者である東区役所へ提出して下さい。横断水平、枠付きボルト締めグレーチング蓋をお願いします。

- 側溝蓋自体は設置者の所有物ですが道路敷は公共物です。占用許可事項の「宅地への出入り」以外の用途（プランター置場など）に使わないで下さい。

- 道路舗装面の嵩上げ、切り下げ、縁石の切り下げ、側溝断面の変更等道路の加工には道路法 24 条の工事申請が必要です。

- 中国電力又は NTT が電柱建替えを伝えに近接するお宅を訪問されたら自治会長にお知らせください（090-1356-3182）。側溝内を含め道路端に建てるようお願いします。五月ヶ丘の電柱は 50～60 年の更新時期に入っていると思われます。

- カラーコーンは長期間路上に置いたままにせず、迅速な処置で安全な状態に戻してください。